

わかば会における事故等の報告に係る取扱要領

1 趣 旨

この要領は、社会福祉法人わかば会の運営する各事業所において利用者の生命にかかわる重大事故や人権侵害につながる事件が発生または判明したとき、原因の分析を行い、同じ事故等を繰り返さないよう対策を講じるために、事業所設置者であるわかば会理事長等からの報告の取り扱いについて定める。

2 報告の取扱い

(1) 報告者

- ア 事故（事件）報告書の提出については、わかば会理事長が行う。
- イ 市町村、福祉事務所、保健所または利用決定機関に対する連絡・報告については、施設長（管理者）が行う。

(2) 報告事項

理事長は、施設利用者の生命や人件にかかわり、次に例示する事故（事件）が発生したときは、その内容、今後の対応等について、県に報告するものとする。

- ① 死亡事故
- ② 行方不明
- ③ 交通事故や火傷事故等利用者の生命の危険に関わる事故で、入院加療を要したり、後遺症を負う事故等
- ④ 食中毒事故、火災事故等
- ⑤ 施設利用者が被害者または加害者となる傷害事件等
- ⑥ 虐待、体罰、預かり金に係る不正等利用者の人権侵害に関わる処遇上不適正な事件等

(3) 報告の方法

- ア 施設長は、当該事故等が発生したときは、速やかに利用決定機関等及び県（障害者福祉課）に連絡を行う。
- イ 施設長は、当該事故等により特定の利用者について状況変化があったときは、速やかに利用者状況報告書を利用決定機関に提出する。
- ウ 理事長は、関係者への対応を完了した時点で、別紙様式により「事故（事件）報告書」を添付のうえ、県（障害者福祉課）に提出する。

(別紙様式)

社法わ第 号
平成 年 月 日

島根県健康福祉部長 様
(障害者福祉課)

社会福祉法人 わかば会
理事長 寺 本 賢 司

〇〇〇〇〇事故（事件）の発生について（報告）

平成〇年〇月〇日に施設障害福祉サービス事業所「〇〇〇〇」において発生した〇〇〇事故（事件）について、別添のとおり事故（事件）報告書を提出します。

(様式)

事故（事件）報告書

施設名 施設障害福祉サービス事業所〇〇〇

- 1 事故（事件）の概要
 - 本人の概況（特定の利用者に係る場合）
 - 事故等の概況（事故等発生日時、場所等）
- 2 事故（事件）の内容・経過
 - 発生時の状況、経過
 - ・本人の状況
 - ・顛末、原因、問題点等
 - 処置・対応の状況、経過
 - ・施設の採った処置
 - ・関係機関への連絡通報
 - ・家族への連絡
- 3 事故（事件）後の状況
 - 施設内における対応（原因追究、改善策検討の状況等）
 - 関係機関への対応（利用決定機関、保健所、消防署、警察等からの指示等があった場合は、その内容と処置の結果）
 - 家族への対応（事故等の家族の状況、遺留金品の引渡しを要する場合はその処理状況等）
- 4 所見
 - （事故等発生にいたった原因、背景等に関する施設の考え方）
- 5 今後の対応について
 - （再発防止に向けた改善策等）

※この報告書は、事故または事件の内容によって適宜作成するとともに、必要に応じて資料を添付する。